

## (メディアガイドライン抜粋)

### 2-4 取材・撮影における禁止事項

万博会場内における取材・撮影については、次の事項のいずれにも該当しないこと。ただし、取材の自由、報道の自由を制限するものではない。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動目的に利用されるおそれがある事項
- (2) 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある事項
- (3) 不当な利益を上げるために利用されるおそれがある事項
- (4) 法令または公序良俗に反するおそれがある事項
- (5) 過度な商業主義に利用されるおそれがある事項(視聴者に放送、送信の対価を求める場合を含む)
- (6) 大阪・関西万博と関係のない目的に利用されるおそれがある事項
- (7) 大阪・関西万博の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げとなるおそれがある事項
- (8) その他大阪・関西万博の運営に支障をきたすおそれがある事項

上記事項に該当する行動を起こした場合または博覧会協会が取り決めた各種規定・規約・ガイドラインに反した行動を起こした場合は、取材許可やメディア用AD証を取り消す場合がある。

また、公共交通機関を利用した万博会場への持ち込み禁止物の輸送は原則禁止する。詳細は第8章に示す。ただし、例外措置として、取材・撮影に必要なものについては、事前に博覧会協会広報部に相談すること。

パビリオンやイベントなどの撮影は、パビリオン担当者、イベント主催者、施設担当者および博覧会協会担当者が指定した場所から行うこと。

会場に持ち込む無線機器の利用については関係者ポータルより事前に博覧会協会に申請し、承認を得ること。万博会場内での無線機器の利用については、第3章に示す。

### 5-1 メディア用AD証の発行対象者

メディア用AD証の発行対象者は以下の通りとする。

なお、申請にあたっては所定の証明書等を博覧会協会広報部に提出し、事前の承認を得ることを条件とする。

表5-1-1 メディア用AD証の発行対象者一覧

	日本	海外
① 報道機関	日本国内で有効な記者登録がなされている報道関係者(「日本新聞協会加盟社」「日本民間放送連盟加盟社」「日本外国特派員協会正会員加盟社」「外務省発行の有効な外国記者登録証保持者」「日本雑誌協会加盟社」「日本専門新聞協会加盟社」のいずれかに所属する者)。	有効なパスポートを所持し、かつ当該国のパビリオンの推薦を受けた報道機関に所属する者および同報道機関より委託を受けた者。
② フリーランス	以下のすべてを満たす者。 ・①に示す報道機関が発行する媒体の長の推薦を受けた者。 ・過去2年以内の該当紙誌への記事掲載の実績がある者。	
③ ソーシャルメディアクリエイター(インフルエンサー等)	1アカウントにつき10万以上のフォロワーを持つ者。	
④ その他	上記①～③に該当しない者が万博会場内における取材・撮影内容を事前に博覧会協会広報部に提示し、承認を得た者。	

No. 15612

# 報道入場証

FROM 通用期間 TO

4/15 ~ 9/13

PRESS

PRESSE

所属名 ORGANIZATION ORGANISATION

大阪民主新報

氏名 NAME NOM

[Redacted Name]

年齢 AGE AGE

30

財団法人 日本万国博覧会協会  
JAPAN ASSOCIATION FOR THE 1970 WORLD EXPOSITION  
ASSOCIATION JAPONAISE POUR L' EXPOSITION UNIVERSELLE DE 1970



EXPO '70

